

第2章 具体的な施策

1 基本目標 I「環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築」に向けた施策

(1) 資源循環の推進

施策の目標		廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を促進するとともに、やむを得ず排出された廃棄物を適正に処理し、不法投棄等の未然防止と是正を進めるなど、資源循環を図るための目標を次のとおりとします。 ◆環境への負荷の少ない資源循環型社会をめざします。		
数値目標	目標項目	一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分の総量		
	目標値	基本計画の目標 (平成22(2010)年度)	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現状値 (平成13(2001)年度)
		265 千t/年	340 千t/年	454 千t/年
【数値目標の説明】 県内で排出された一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、県内外の処分場で最終処分されたものの総量です。 ※1 平成22(2010)年度の目標値の内訳は、一般廃棄物の最終処分量95千t/年、産業廃棄物の最終処分量170千t/年です。 ※2 平成18(2006)年度の目標値の内訳は、一般廃棄物の最終処分量140千t/年、産業廃棄物の最終処分量200千t/年です。				

ア 廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用の推進

① 発生抑制の推進

- ◆ ごみゼロ社会実現プランの策定【環境森林部】
ごみの減量化に関する手法やごみの実態調査等を行うとともに、県民、事業者、市町村等との連携のもと、「ごみゼロ社会実現プラン」を策定します。
- ◆ 市町村、事業者、住民、NPOの協働での取組の促進【環境森林部】
市町村が事業者、住民、NPOと協働で行う廃棄物の回収、再生利用の取組や、公共施設を核とした生ごみ減量化の取組を支援します。
- ◆ ごみ減量化モデル事業の実施【環境森林部】
デポジット制度の導入やごみ等未利用資源の利用に向けたモデル事業を実施します。

産業廃棄物の発生抑制等の技術開発・施設整備の支援【農水商工部】

県内の産業廃棄物排出事業者等に対し、自らが排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化に関する技術開発等や、中小企業者の発生抑制・再生・減量化のための施設整備を支援します。

廃棄物の発生抑制に関する普及啓発【環境森林部】

市町村や民間団体等との連携のもとで、過剰包装や使い捨て製品の使用自粛など、廃棄物の発生が少ない生活様式の普及啓発を進めます。

「グリーン購入」の普及【環境森林部】

「みえ・グリーン購入倶楽部」等との協働・連携により、「グリーン購入」普及の一環として、使用可能な物はできるだけ長く使う、あるいは修理して使うといった生活習慣の定着に向けた啓発活動を行います。

再使用・再生利用の推進

リサイクル製品の利用の促進【環境森林部】

「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品の県での優先的な使用に努めるとともに、認定リサイクル製品の利用拡大のための普及啓発を行います。

資源循環型処理施設の整備等の促進【環境森林部】

市町村が住民や事業者と協働して行う資源循環への取組や処理施設の整備に対する支援を行います。

容器包装リサイクルの促進【環境森林部】

三重県第3期分別収集促進計画に基づき、市町村の容器包装の分別収集などの取組を促進します。

使用済自動車等の適正処理【環境森林部】

使用済自動車等の解体業、破砕業や引取業、フロン類回収業の許可・登録を的確に行うとともに、関連業者の指導や自動車所有者への啓発を行います。

建設廃棄物の再資源化等の促進【県土整備部、環境森林部】

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建築資材廃棄物の分別解体と再資源化を促進します。

家電リサイクルの促進【環境森林部】

家電リサイクル法に基づく使用済み家電製品のリサイクル制度の普及・啓発を図ることで、廃棄物の減量や資源の有効利用を促進します。

公共事業における建設副産物の再生利用の推進【環境森林部、農水商工部、県土整備部】
生活創造圏単位に設置した建設副産物対策地区連絡協議会を通じ、建設副産物の再生利用の啓発、情報交換を行い、再生砕石、再生アスファルト等の建設資材の利用及びコンクリート塊等の建設廃材の処理施設等への搬出を進めます。また、国土交通省と連携し「建設副産物情報交換システム」及び「建設発生土情報交換システム」を活用し、公共事業における建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理を進めます。

県庁舎でのリサイクルの推進【総務局】

県庁舎から排出される不用文書や金属類、廃乾電池などの再資源化を進めます。

エココミュニティの創出【環境森林部】

廃棄物の再使用・再資源化のネットワークづくりやエコビジネスの創出など、事業者、市町村、住民と連携したエココミュニティの創出に向けた取組を進めます。

エコタウンの推進【環境森林部、農水商工部】

資源循環型社会のモデルとなるまちづくりを推進するため、県及び市町村がエコタウンプランを策定し、県は地域の特性を活かした環境産業の創出や廃棄物・リサイクル施設の整備を支援します。

RDF化処理の安全性の確保【環境森林部、企業庁】

ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会の最終報告書や国の検討結果に基づき、RDFの適正管理と三重ごみ固形燃料発電所、市町村RDF化施設の安全管理体制を構築します。

企業環境ネットワークによる産業廃棄物の再資源化【環境森林部】

環境技術指導員による産業廃棄物排出企業への再資源化に関する情報提供、助言を行うとともに、産業廃棄物の情報交換を行うための「廃棄物情報交換システム」の充実と円滑な運用を図り、企業間連携による取組を支援します。

産業廃棄物の発生抑制等の技術開発・施設整備の支援【農水商工部】(再掲)

県内の産業廃棄物排出事業者等に対し、自らが排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化に関する技術開発等や、中小企業者の発生抑制・再生・減量化のための施設整備を支援します。

環境保全型畜産の推進【農水商工部】

家畜ふん尿の堆肥化を促進するとともに、環境保全型畜産確立のための基礎調査や普及啓発活動を行います。

下水道汚泥処理システムの整備【県土整備部】

下水道汚泥を建設資材等へ有効利用が図られるよう促進します。

浄水場汚泥の有効利用の推進【企業庁】

水道・工業用水道の浄水処理に伴い発生する汚泥について、園芸用土やグラウンド改良材として有効利用を進めます。

< この施策を推進するための目標 >

目標項目	一人一日あたりのごみ排出量		【目標の説明】 一般廃棄物（ごみ）の一人一日あたり のごみ排出量
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成13(2001)年度)	
	1,100 g/人・日	1,157 g/人・日	

イ 廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物処理施設における適正処理の確保【環境森林部】

産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可の審査や立入検査等により適正な処理を確保するとともに、処理実態等の定期的な調査を行います。

廃棄物処理センターの適正処理と整備の促進【環境森林部】

廃棄物処理センターにおける一般廃棄物焼却残さや産業廃棄物の適正な処理を確保するとともに、管理型産業廃棄物最終処分場の整備を促進します。

P C B 廃棄物の処理【環境森林部】

東海地区におけるP C B 廃棄物の広域処理体制の具体化に向け、関係自治体と連携した調査検討、中小企業の処理経費の軽減措置を行うとともに、県内P C B 廃棄物の保管・処理に関する調査・指導を行います。

一般廃棄物処理施設の整備と適正管理の促進【環境森林部】

市町村や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設の円滑な整備と適正な維持管理を進めるとともに、処理実態等の定期的な調査を行います。

事業者等の自主的な情報公開の促進【環境森林部】

産業廃棄物適正管理推進マニュアル、自主情報公開ガイドラインに基づき、産業廃棄物の多量排出事業者等に対して適正管理計画書の策定や自主的な情報公開を指導します。

し尿処理体制の整備の促進【環境森林部】

平成19年2月から適用されるし尿海洋投入処分の禁止に向けた市町村等のし尿処理体制の整備を促進します。

畜産排せつ物の適正な処理等【農水商工部】

家畜排せつ物の処理施設が未整備あるいは能力不足の場合については国補助事業・県単独事業や畜産環境整備リース事業等の実施により施設整備を促進します。

<この施策を推進するための目標>

目標項目	適正管理計画策定率		【目標の説明】 産業廃棄物排出量500t/年以上の排出事業者等または産業廃棄物処理残さ排出量1,000 t/年以上の産業廃棄物処理業者を対象とした適正管理計画の策定率
	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
目 標 値	100 %	91 %	

ウ 不法投棄等の不適正処理の未然防止と是正措置

不適正処理の未然防止

産業廃棄物処理等の監視指導【環境森林部】

産業廃棄物の排出事業者、処理業者等に対する通常監視や休日等の監視、近隣の府県との共同による車両の路上監視や県境のパトロールを行います。また、警察の車両監視システムを活用し、不適正処理の早期発見に取り組みます。

市町村等との協働による監視体制の充実【環境森林部】

市町村、森林組合と協定を締結し、山間地などでの不法投棄等の監視体制を充実します。

畜産排せつ物の適正な管理等の促進【農水商工部】

家畜排せつ物の野積みや素堀処理などの不適切なふんの処理に対しては、家畜排せつ物法に基づく指導・助言を行い自発的な管理の改善を促します。

過去の不法投棄等の是正措置

過去の不法投棄等の調査・是正【環境森林部】

過去の不法投棄等不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障が懸念されている事案について、これまで確認できなかった地下の廃棄物の状況や周辺地下水の水質状況などの詳細な調査を行ない、生活環境保全上の支障等が認められる場合は、必要な措置を講じ、支障等の除去を進めます。

環境修復事業の推進【環境森林部】

桑名市五反田地内に不法投棄された産業廃棄物について、生活環境保全上の支障が生じないように、行政代執行による環境修復事業を進めます。

放置自動車の撤去【環境森林部、県土整備部】

警察、市町村と連携し、道路・河川等の県管理地に放置された自動車や生活環境を保全するうえで問題となる放置自動車の迅速な撤去と発生の防止を進めます。

環境美化の推進【環境森林部】

市町村、住民等との協働により、不法投棄された廃棄物の撤去や不法投棄防止対策に取り組み、安全・安心な地域づくりを進めます。

漁港区域内の美化【農水商工部】

漁港区域内の来港者に伴うごみや河川・海域から流入する大小のごみ、及び漁港区域内の放置車両により漁業活動に支障をきたしていることから、安全で使いやすい漁港及び漁

港区域内の美化、環境保全に資することを旨として、漁港区域内の清掃等を行います。

< この施策を推進するための目標 >

目標項目	産業廃棄物の不法投棄件数		【目標の説明】 対象とする年度において新たに確認された産業廃棄物の不法投棄件数
目標値	実施計画の目標 (平成18(2006)年度)	現 状 値 (平成14(2002)年度)	
	60 件	72 件	